会員企業・協力員 限定

平成２９年

岐阜県のインターンシップ保険についてのご案内

インターンシップを希望する学生※1は、予め「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険（インターン賠）」等※2に加入するのが原則ですが、この保険は学校の正課及び課外活動にしか適用できません。

そこで、自由応募（企業への直接応募）の場合等、「学研災」又は「インターン賠」等の学校で準備する保険に加入できない学生がインターンシップ実習をする際の学生及び企業のリスクを保障する目的で、岐阜県インターンシップ推進協議会が下記の保険をご用意しています。※3

岐阜県インターンシップ保険

「学研災」・「インターン賠」が適用されない学生、
あるいは生協等の個人で加入する保険に入っていない学生が対象です。

保険契約者（被保険者）：学生　　保険の種類：傷害保険・個人賠償責任保険
保険金額：死亡・後遺障害 150 万円　入院（日額）1,500 円、通院（日額）900 円
　　個人賠償責任保険１名 １事故１億円（免責金額なし）
保険会社：東京海上日動火災保険㈱　（代理店）海上商事㈱
保険期間：平成２９年２月１日～平成３０年２月１日

【内容】
傷害保険：インターンシップに参加する学生等が事故に遭った場合、保険金が支払われる（24 時間補償）。
個人賠償責任保険（付帯）：インターンシップに参加する学生等が賠償責任を負う場合に支払われる。
受入企業及び学校が賠償責任を負う場合は対象とならない。また、被保険者が所有・使用・管理する財物に該当する場合は対象とならない。
（たとえば、学生が会社のパソコンを自宅に持ち帰り壊してしまった場合）

【基本ルール】
会員企業又は協力員が、学研災及びインターン賠が適用できない学生を受け入れる場合に申し込む。
注）予算上、被保険者となる学生の数に制限がありますので、申込書提出時にご確認ください。
　　なお、対象とする実習期間は原則 7 日間までとします。超過する場合はご相談ください。

【手続き方法】
企業から「岐阜県インターンシップ保険申請書 兼 学生会員登録同意書」※4を送ってください。
実習前の申込が必要です。

※１　学生とは、大学院・大学・短大・専修 / 専門・高専に在籍するものをいいます。高校生は含みません。
※２　専修 / 専門・高専については、これらに準ずるインターンシップの保険があります。
※３　保険料は基本的に岐阜県インターンシップ推進協議会が負担します。会員企業・協力員からの申込のみ受け付けますが、１事業所あたりの上限がありますので、詳しくはお問合せください。
※４　「岐阜県インターンシップ保険申請書 兼 学生会員登録同意書」は、当協議会 web サイト「保険について」からダウンロードできます。

学校でインターンシップ保険に加入できない学生個人からのご相談にも応じます。下記までお問合せください。

ご連絡・お問い合わせ

Gifu Internship Conference
岐阜県インターンシップ推進協議会

〒500-8833 岐阜市神田町 2-2 岐阜商工会議所ビル 3F
【TEL】058-267-0930　【FAX】058-267-0931
【E-Mail】info@gifuken-internship.org

※岐阜県インターンシップ推進協議会は、岐阜県と連携し「成長・雇用戦略」における重要プロジェクト「誰もが活躍できる場の創出」に取り組んでいます。

http://gifuken-internship.org